

平成25年5月2日

奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課環境・企画係 御中

郵便番号 105-0003
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏 名 一般社団法人 電気通信事業者協会
電話番号 (03)3502-0991

奈良県青少年健全育成条例の一部改正(案)についての意見

「奈良県青少年健全育成条例の一部改正(案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者(以下、「携帯電話事業者等」といいます。)の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

<1 改正の理由について>

改正の理由に示されている「インターネットは、有益な面がある一方で、アダルトサイトや暴力サイトなどの有害情報の閲覧、みだらな性行為への誘引、個人情報や他人を誹謗・中傷する書き込みにより、青少年の生活の乱れを生じさせたり、事件やトラブルに巻き込む危険を含んでいます。そして、現に、コミュニティサイトを利用している青少年への育成条例違反事件等が多発しています。」について、貴県の想定している事件が、見ず知らずの他者とのコミュニケーションに起因する福祉犯罪等の被害であれば、そのような被害を防ぐためには、青少年におけるインターネットを適切に活用する能力(リテラシー)の習得を目指した取り組みを推進することが必要です。

フィルタリングサービスは、青少年有害情報の閲覧リスク軽減に有効な手段ではありますが十分ではありません。本改正条例案にあるような携帯電話契約時の説明強化等の一時的な取り組みだけでなく、子どものインターネット利用に対する保護者自身の意識及び知識の向上に向けた、継続的かつ実効性のある普及啓発も必要と考えます。そのためにも、啓発の場に保護者等の積極的参加を促す仕組みを取り入れる必要があると考えます。

<2 具体的な改正内容 (3) 青少年のインターネット利用環境の整備 イ 携帯インターネット接続役務提供事業者及び媒介業者等に対する義務について >

携帯電話事業者等は、現在も携帯電話の利用者が青少年であるかどうか確認すると共に、携帯電話インターネットの利用により青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずる可能性があること等を書面にて説明しております。その際、事業者によっては自社のフィルタリングサービ

スの説明もあわせて行うことから、独自の書面を用いるなど、各事業者工夫した対応をとっております。したがって、説明書交付義務の追加にあたっては、交付する説明書の様式を規定することなく、各事業者が現在説明に用いている書面をもって要件を満たすこととしていただきたいと考えます。

<2 具体的な改正内容 (3) 青少年のインターネット利用環境の整備 ウ 保護者に対する書面提出義務及び、エ 保護者による書面提出を条件としたフィルタリングサービスの適用除外と当該書面の保存義務について>

携帯電話事業者等は、他の自治体において施行された条例に倣い、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出る際にその理由を書面にて提出いただく等の運用を既に行っております。したがって、貴県においても、書面の様式を定めて保護者に二重の申告を強いることのないようご配慮いただきたく存じます。当該書面の保存方法についても各事業者が現在行っている運用をもって要件を満たすこととしていただきたいと考えます。また、申出書が提出されない場合においても、電気通信事業者は電気通信事業法 121 条に規定されております役務提供義務の観点により、役務提供の拒否を行うことはできません。解除申出書の運用と、電気通信事業法との整合性等もご考慮いただき、今後も意見交換を通じて関係法令と齟齬が生じないようにご配慮いただけますようお願い致します。

<その他>

青少年の健全育成には、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であると認識しております。私ども携帯電話事業者等及び教育関係団体等の民間団体では、自主的取り組みとして、青少年のインターネット利用状況やフィルタリングサービスの普及状況等を踏まえつつ、フィルタリングサービスの必要性についてご理解いただけるよう、継続して様々な施策を実施しているところであり、情報モラル教育についても、引き続き各事業者における携帯電話教室の開催等により協力して参る所存です。官民で協力して青少年の健全育成を促進すべく、貴県におかれましては、このような民間の自主的な取り組みをご支援いただくとともに、貴県としても保護者および青少年の方々への更なるリテラシー教育・啓発活動の推進をお願いいたします。

以 上